

【事案Ⅲ－４】自然災害共済金請求

・2022年1月13日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、2020年7月発生 of 豪雨による屋根の損壊に伴う被害と同年9月発生 of 台風によるテラスの損壊に伴う被害に対する自然災害共済金を請求したところ、被申立人は、共済価額（再取得価額）を6,268万円として認定額を計算し、共済金を算出した。

しかし契約締結時に提示された保障設計書では、共済の対象の価額は2,000万円で、支払比較表では再取得価額は1,400万円と記載され、現行加入契約の支払例においても再取得価額は、1,400万円となっている。

したがって、申立人は再取得価額は6,268万円ではなく加入時に提示された1,400万円として認定されるべきであるため、再取得価額を1,400万円として再計算し、既に決定している認定額529,358円に加え、1,584,586円の追加を求め、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は①2020年7月の豪雨による屋根の損壊に伴う被害と、②同年9月の台風によるテラスの損壊に対する自然災害共済金として、すでに決定している①+②の合計額529,358円に加えて、1,584,586円を申立人へ支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) ①2020年7月の豪雨の損害額2,751,074円と②同年9月の台風による損害額208,450円に対し、認定額は①482,799円②46,559円で計529,358円であるが、これは、共済価額（再取得価額）を6,268万円として計算されたものである。

(2) 2014年に現在の契約を締結した際の保障内容の説明資料は、保障設計書と建物共済支払比較表であり、共済の価格が2,000万円と記載されている。また、建物共済支払比較表再取得価額を1,400万円として計算し、今回提示された再取得価額6,268万円という金額については資料口頭いずれでも説明はなかった。

例示のとおり再取得価額1,400万円として計算すると、①の認定額は1,965,052円、②の認定額は148,892円となるため、既に認定済の529,358円を差し引いた額を追加認定額として求める金額の根拠とした。

(3) 申込内容上の設計書番号と保障設計書番号は同じであることから、申立人は保障設計書を約款・事業規約に準ずるものと理解しており、共済支払比較表の例示を自身の契約内容に基づくものと理解した。

(4) 「ご契約にあたりお伝えしたいこと」の説明と交付についての家族に相談したが、契約時に立ち会っていない欄に高齢者との関係「娘」と記載があるが、氏名の記

載もなく、申立人の3人の娘の中に誰も相談を受けた者はいない。契約時の高齢者対応についても不適切であったと言える。申立人にとっては、簡略化された説明資料である保障設計書と共済支払比較表がより重要なものとなるため、記載内容を無視した共済金の計算方法に不服である。

(5) 共済価額(再取得価額)を6,268万円として算出した共済金の決定は、以下の理由から不服である。

ア. 契約時の説明資料を全く無視して算出した支払額であること。

イ. 共済価額(再取得価額)6,268万円については、契約時に交付した上記資料に記載し、その旨説明をおこなうべきであったこと。

ウ. 高齢者(契約時申立人は86歳)に対する対応も不適切であったこと。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 共済金請求の経緯

2020年7月および同年9月付で、申立人から被申立人に対して①2020年7月の豪雨による屋根の損壊に伴う被害と、②同年9月の台風によるテラスの損壊の共済事故の報告があったことから、被申立人は、共済事故の受付をおこなった。

(2) 被共済建物の評価額および損害額

被申立人は、事故報告を受け、調査会社に被共済建物の評価額および損害額の算定を依頼した結果、被共済建物の評価額は6,268万円であり、損害額は①2,751,074円、②208,450円であった。

(3) 約款・事業規約の規定内容

本件共済契約の約款・事業規約によると、火災共済・自然災害共済の支払額の算出方法は、(損害の額)×(火災共済金額)/(共済価額)となる旨規定されている。

本件災害についてあてはめた結果の認定額は、①438,908円、②33,256円となる。

なお、同約款・事業規約には、共済金の算出の基礎となる共済価額、損害の額、再取得価額および時価額は、その損害が生じた場所および時における価額によるものとし、被申立人が決定します。と規定されている。

本件の共済対象建物の再取得価額は、上記(2)のとおり6,268万円である。共済契約の定型的、一体的適用の必要性、共済契約者間の公平の観点から、共済金額の算定については、約款・事業規約に基づき厳格に算定されるべきことは共済契約の法的性質に照らし当然のことと言わなければならない。

よって、本件共済契約に基づき、申立人に支払われるべき共済金は、①438,908円、②33,256円の金額となる。

以上を前提とすれば、「共済の対象の価額」および「再取得価額」は誤りである

ことになるが、このような誤りが生じた経緯については、現時点では検証不能である。

＜裁定の概要＞

「被申立人は、申立人に対し共済金として1,638,985円を支払え」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件共済契約の共済価額について、約款・事業規約上は、共済価額は損害発生時の再取得価額であるとされていることが認められるが、本件においては、被申立人担当者は保障設計書において共済価額を2,000万円と表示し、これが本件共済契約の申込みにつながっていることが認められる。そして、共済価額が再取得価額であることの説明が申立人に行なわれたか否かは定かではない。

そうすると、被申立人が自ら保障設計書に共済価額を2,000万円と記載し申立人に告げたにもかかわらず、これを否定して共済価額を再取得価額である6,268万円とすることは著しく信義に反し、許されないといわなければならない（禁反言の法理）。

したがって、本件においては、自然災害共済金の算定に当たり基準となる共済価額は2,000万円とするのが相当である。